

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年11月11日
【四半期会計期間】	第44期第2四半期（自平成23年7月1日至平成23年9月30日）
【会社名】	株式会社アーク
【英訳名】	ARRK CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 鈴木 康夫
【本店の所在の場所】	大阪市中央区南本町二丁目2番9号
【電話番号】	06(6260)1801(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員 吉田 正明
【最寄りの連絡場所】	大阪市中央区南本町二丁目2番9号
【電話番号】	06(6260)1801(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員 吉田 正明
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第43期 第2四半期連結 累計期間	第44期 第2四半期連結 累計期間	第43期
会計期間	自平成22年 4月1日 至平成22年 9月30日	自平成23年 4月1日 至平成23年 9月30日	自平成22年 4月1日 至平成23年 3月31日
売上高(百万円)	45,983	52,583	98,124
経常利益(百万円)	230	1,690	1,756
四半期(当期)純損失() (百万円)	509	9,003	9,829
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	2,469	8,625	11,713
純資産額(百万円)	6,081	17,720	3,131
総資産額(百万円)	106,449	106,109	101,168
1株当たり四半期(当期)純損失 ()(円)	7.48	134.19	144.38
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額(円)	-	-	-
自己資本比率(%)	1.7	13.3	6.9
営業活動による キャッシュ・フロー(百万円)	604	326	4,050
投資活動による キャッシュ・フロー(百万円)	1,441	601	2,268
財務活動による キャッシュ・フロー(百万円)	1,864	6,259	1,859
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高(百万円)	13,434	21,839	15,697

回次	第43期 第2四半期連結 会計期間	第44期 第2四半期連結 会計期間
会計期間	自平成22年 7月1日 至平成22年 9月30日	自平成23年 7月1日 至平成23年 9月30日
1株当たり四半期(当期)純利益 金額又は1株当たり四半期純損失 金額()(円)	6.78	146.05

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には消費税等(消費税及び地方消費税をいう。以下同じ)は、含まれておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり当期(四半期)純利益は、第43期及び第43期第2四半期連結累計期間につきましては、1株当たり当期(四半期)純損失であり、また、希薄化効果を有している潜在株式が存在していないため、第44期第2四半期連結累計期間につきましては、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。
4. 第43期第2四半期連結累計期間の四半期包括利益の算定にあたり、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 平成22年6月30日)を適用し、遡及処理しております。

2【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社の異動は次のとおりであります。

当第2四半期連結累計期間において、以下の会社が新たに提出会社の親会社となりました。

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の 被所有割合 (%)	関係内容
(株)企業再生支援機構 (注)	東京都 千代田区	20,129	事業再生の支援	70.31	当社への出資及び貸付 経営人材の派遣 役員の兼任あり

(注) 平成23年8月24日、及び同年8月25日に実施した第三者割当増資により、平成23年8月25日付で当社の親会社となりました。

同社は、株式会社企業再生支援機構法に基づき設立された預金保険機構の子会社（平成23年9月末現在、持株比率97.52%）であります。

また、当第2四半期連結累計期間において、主に以下の会社が連結の範囲から除外されました。

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の所有割合 (%)	関係内容
アークカナダホールディングス	カナダ オンタリオ	千カナダドル 100	持株会社	100 (100)	役員の兼任あり
ショーブラ香港	中国 香港	百万香港ドル 420	成形品の製造と 金型販売	100	役員の兼任あり
(株)サトーセン	大阪市 西成区	百万円 205	めっき加工・各種 プリント配線基板 の製造販売	93	-

(注) 1. 上記は、連結除外前における状況であります。

2. 議決権の所有割合の()内は、間接所有割合で内数となっております。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更があった事項は、次のとおりであります。

(「継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況」の解消)

当社グループは、平成19年3月期より前連結会計年度にわたり5期連続の当期純損失を計上しており、結果、前連結会計年度末において3,131百万円の債務超過の状態となりました。また、営業キャッシュ・フローは黒字であるものの、一部の取引先金融機関から借入債務元本の返済猶予を得ている状況にあり、更に債務償還年数が長期にわたっていることから、継続企業の前提に関する注記を記載しておりました。

当社は、当該状況を解消すべく、事業集中及び構造改革を通じた収益性向上と、構造改革を推進するための財務基盤の強化を遂行するため、平成26年3月期までの事業再生計画を策定の上、平成23年3月31日付で㈱企業再生支援機構に対して再生支援を申し込み、同日付で㈱企業再生支援機構より支援決定の通知を受け、また、平成23年6月23日付で、㈱企業再生支援機構から債権の買取決定及び出資決定の通知を受けました。

当連結会計年度の第1四半期報告書提出日現在(平成23年8月12日)において、当該事業再生計画に基づき、当社は、㈱企業再生支援機構による支援のもとで、主要取引先金融機関及び㈱企業再生支援機構による約20,541百万円の債務の株式化、主要取引先金融機関による最大約2,810百万円の債権放棄、㈱企業再生支援機構に対する第三者割当増資による9,000百万円の資金調達、㈱企業再生支援機構による総額6,900百万円のコミットメントラインの設定を受けることを予定しており、また、そのための実行条件も全て充足されていたことから、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断いたしました。

なお、上記のうち、平成23年8月24日付で主要取引先金融機関及び㈱企業再生支援機構による約20,541百万円の債務の株式化が、平成23年8月25日付で㈱企業再生支援機構に対する第三者割当増資による9,000百万円の資金調達がそれぞれ実施されたことにより、抜本的な資本増強を果たし、債務超過が解消されました。

また、平成23年9月1日付で㈱企業再生支援機構より、上記で記載の総額6,900百万円のコミットメントラインの設定、及び別枠で総額500百万円のコミットメントラインの設定を受けております。

2【経営上の重要な契約等】

(1) 連結子会社の譲渡契約

当社は、国内外関係会社の組織、技術及び人的資源の再編を図り、業務の効率化、合理化及び管理体制の一層の強化を行っており、事業再生計画遂行の一環として締結した主な契約は、次のとおりであります。

対象子会社	譲渡先	契約内容	契約締結日	株式等譲渡日
ショーブラ香港	川内康弘 (同社マネージング・ ダイレクター)	当社保有全株式の譲渡 (連結の範囲から除外)	平成23年8月18日	平成23年8月18日
㈱サトーセン	中井康之	当社保有全株式の譲渡 (連結の範囲から除外)	平成23年9月27日	平成23年9月27日

(2) 連結子会社との免責的債務引受契約

当社は、平成23年8月24日付で、当社の子会社である㈱安田製作所、昭和精機工業㈱、岐阜精機工業㈱、㈱ソルプラス、相模原部品工業㈱、クローバー電子工業㈱及び東邦システム㈱との間で債務引受契約を締結いたしました。

なお、当該子会社7社は、当該債務引受契約に基づき、当社に対して、当該債務引受契約の対象となる金融債務の額と同額の債務を負うこととなりました。

契約内容	契約締結日	債務引受実行日
当該子会社7社の取引先金融機関に対する金融債務 (約11,992百万円)の免責的債務引受	平成23年8月24日	平成23年8月24日

(注)当社による当該債務引受契約の締結前に、㈱企業再生支援機構により、㈱みずほ銀行、㈱三菱東京UFJ銀行及び㈱商工組合中央金庫以外の取引先金融機関が当該子会社7社に対して有していた金融債権の買取りが実行されております。

(3) 連結子会社に対する債権放棄

当社は、平成23年9月30日付で、事業再生計画に基づく財務再構築の一環として、当社の連結子会社である㈱安田製作所、昭和精機工業㈱及び㈱ソルプラスの財務体質を改善するため、当該連結子会社3社に対する貸付金の一部を債権放棄することと致しました。

子会社の概要

(1) 名称	(株)安田製作所	昭和精機工業(株)	(株)ソルプラス
(2) 所在地	東京都品川区西品川 3 - 16 - 45	徳島県名西郡石井町高川 原字高川原1505	東京都西多摩郡日の出町 平井22 - 9
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 多田 諭	代表取締役社長 飯沼 義徳	代表取締役社長 吉田 浩
(4) 事業内容	金型・成形品の製造販売	金型の製造販売	金型・成形品の製造販売
(5) 資本金	237百万円	96百万円	295百万円
(6) 設立年月日	昭和57年9月1日	昭和12年2月10日	昭和41年9月3日
(7) 大株主及び株主比率	(株)アーク 100%	(株)アーク 100%	(株)アーク 100%

債権放棄の内容

(1) 債権の種類	関係会社短期貸付金
(2) 債権の金額	約3,302百万円
(3) 実施日	平成23年9月30日

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績の状況

当第2四半期連結累計期間の世界経済は、中国をはじめとするアジア経済地域において成長ペースは鈍化し、米国景気の減速や、欧州の債務問題による金融不安が見られる等、総じて厳しい状況で推移しました。国内経済においては、東日本大震災の影響を受けたサプライチェーンの復旧に伴い景気の持ち直しが見られるものの、円高や株安等、先行き不透明な状況となっております。

このような状況のもと、当社は、事業集中及び構造改革を通じた収益性向上と、構造改革を推進するための財務基盤の強化を遂行するため、平成26年3月期までの事業再生計画を策定の上、平成23年3月31日付で(株)企業再生支援機構に対して再生支援を申し込み、同日付で(株)企業再生支援機構より支援決定の通知を受けました。また、平成23年6月23日付で、(株)企業再生支援機構から債権の買取決定及び出資決定の通知を受けました。

(株)企業再生支援機構による支援のもとで、平成23年8月24日付で主要取引先金融機関及び(株)企業再生支援機構による約20,541百万円の債務の株式化、平成23年8月25日付で(株)企業再生支援機構に対する第三者割当増資による9,000百万円の資金調達がそれぞれ実施されたことにより、当社は抜本的な資本増強を果たし、債務超過が解消されました。

また、当該事業再生計画に基づき、国内の金型支援事業における固定費削減、及び非コア事業からの撤退等の事業再構築に取り組んでまいりました。足元の業績においては、国内外の開発支援事業が堅調に推移したこと、及び国内の金型支援事業における収益性が回復していること等により、総じて回復基調が継続しております。

なお、新たな経営体制の整備及び充実並びに当社の監査体制の強化を図るため、平成23年8月31日付で経営陣を刷新し、新経営体制が始動いたしました。

これらの結果、当第2四半期連結累計期間の業績は、売上高52,583百万円（前年同期比14.4%増）、営業利益2,195百万円（前年同期比169.9%増）、経常利益1,690百万円（前年同期比632.0%増）となりました。なお、事業構造改善費用として3,824百万円の特別損失を計上したこと、及び法人税等調整額7,106百万円を計上したこと等により、四半期純損失9,003百万円（前年同期は四半期純損失509百万円）となりました。

なお、当第2四半期連結累計期間及び前第2四半期連結累計期間の、連結損益計算書に含まれる連結の範囲から除外された連結子会社の影響は以下のとおりであります。（下記表中の「差引」欄の各金額は、当第2四半期連結累計期間末において連結の範囲に含めております当社グループの売上高、売上総利益及び営業利益の合計額を示しております。）

	前第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)			当第2四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)		
	連結損益 計算書	内、当第2四半 期連結累計期間 末までに連結除 外した子会社	差引	連結損益 計算書	内、当第2四半 期連結累計期間 末までに連結除 外した子会社	差引
売上高(百万円)	45,983	2,136	43,846	52,583	2,057	50,525
売上総利益(百万円)	8,652	292	8,359	9,583	339	9,244
営業利益又は営業損失 () (百万円)	813	93	907	2,195	50	2,145

セグメントの業績は、次のとおりであります。

開発支援事業

開発支援事業におきましては、国内では、東日本大震災の影響で自動車メーカーの開発が一旦中断したものの、受注環境は早期に回復しました。また、海外では、自動車をはじめとする輸送機器分野における需要が堅調に推移しました。その結果、売上高は18,670百万円、営業利益は1,709百万円となりました。

金型支援事業

金型支援事業におきましては、国内では、構造改革による固定費削減策が一部顕在化したこと等により収益性が回復している一方、海外では、東日本大震災による開発計画の見直しやサプライチェーンの寸断等により、アジア地域における開発・生産スケジュールに遅れが生じました。その結果、売上高は34,665百万円、営業利益は849百万円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第 2 四半期連結累計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前第 2 四半期連結累計期間末と比較して8,405百万円増加し、21,839百万円となりました。各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果得られた資金は326百万円となりました。これは主に税金等調整前四半期当期純損失1,895百万円、減価償却費1,962百万円、債務免除益361百万円、事業構造改善費用3,824百万円、たな卸資産の増加額827百万円、仕入債務の減少額1,195百万円、その他流動資産の増加額828百万円があったことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は601百万円となりました。これは主に定期預金の預入による支出192百万円、定期預金の払戻しによる収入891百万円、有形固定資産の取得による支出1,304百万円があったことによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果得られた資金は6,259百万円となりました。これは短期借入金の純減少額が779百万円、長期借入金の純減少額1,722百万円あったものの、株式の発行による収入9,000百万円があったことによるものであります。

(3) 事業上及び財政上の対処すべき課題

当第 2 四半期連結累計期間において、重要な変更及び新たに生じた問題はありません。

(4) 研究開発活動

当第 2 四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、247百万円であります。

なお、当第 2 四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	900,000,000
A種優先株式	150,000,000
B種優先株式	50,000,000
C種優先株式	50,000,000
計	1,000,000,000

(注) 定款において種類別の発行可能株式総数は普通株式は900,000,000株、A種優先株式は150,000,000株、B種優先株式は50,000,000株、C種優先株式は50,000,000株と定めております。但し、発行可能株式総数と種類別の発行可能株式総数の合計との一致については会社法上要求されていないため、発行可能株式総数は1,000,000,000株と定めております。

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成23年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成23年11月11日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	68,101,592	68,101,592	東京証券取引所 (市場第一部) 大阪証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	単元株式数100株
A種優先株式	150,000,000	150,000,000	非上場	単元株式数100株 (注1)
B種優先株式	23,704,319	23,704,319	非上場	単元株式数100株 (注2)
C種優先株式	23,518,613	23,518,613	非上場	単元株式数100株 (注3)
計	265,324,524	265,324,524	-	-

(注) 1. A種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) A種優先期末配当金

A種優先期末配当金

当社は、定款第32条に定める剰余金の期末配当をするときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株式を有する株主(以下、「A種優先株主」という。)又はA種優先株式の登録株式質権者(以下、「A種優先登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下、「普通株主」という。)又は普通株式の登録株式質権者(以下、「普通登録株式質権者」という。)、B種優先株式を有する株主(以下、「B種優先株主」という。)又はB種優先株式の登録株式質権者(以下、「B種優先登録株式質権者」という。)及びC種優先株式を有する株主(以下、「C種優先株主」という。)又はC種優先株式の登録株式質権者(以下、「C種優先登録株式質権者」という。)に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先株式1株当たりの払込金額相当額(ただし、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。)に、下記に定める配当率(以下、「A種優先配当率」という。)を乗じて算出した額の金銭(円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切り上げる。)(以下、「A種優先期末配当金」という。)の配当をする。ただし、当該基準日の属する事業年度においてA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して(2)に定めるA種優先中間配当金又は(3)に定めるA種優先臨時配当金を支払ったときは、その額を控除した額をA種優先期末配当金とする。

A種優先配当年率

A種優先配当年率 = 日本円TIBOR(12ヶ月物) + 0.5%

なお、A種優先配当年率は、%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

上記の算式において「日本円TIBOR(12ヶ月物)」とは、各事業年度の初日(ただし、当該日が銀行休業日の場合はその直後の営業日)(以下、「A種優先配当年率決定日」という。)の午前11時における日本円12ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オフアード・レート(日本円TIBOR)として全国銀行協会によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められるものを指すものとする。当該日時に日本円TIBOR(12ヶ月物)が公表されていない場合は、A種優先配当年率決定日(当該日がロンドンにおける銀行休業日の場合にはその直後の営業日)において、ロンドン時間午前11時現在のReuters3750ページに表示されるロンドン・インター・バンク・オフアード・レート(ユーロ円LIBOR12ヶ月物(360日ベース))として、英国銀行協会(BBA)によって公表される数値を、日本円TIBOR(12ヶ月物)に代えて用いるものとする。

非累積条項

ある事業年度においてA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対してする剰余金の配当の額がA種優先期末配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

非参加条項

A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対しては、A種優先期末配当金の額を超えて剰余金の配当は行わない。ただし、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口若しくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当又は当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号口若しくは第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

(2) A種優先中間配当金

当社は、定款第34条に定める中間配当をするときは、当該中間配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者及びC種優先株主又はC種優先登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先期末配当金の額の2分の1を上限とする金銭(以下、「A種優先中間配当金」という。)を支払う。

(3) A種優先臨時配当金

当社は、中間配当及び期末配当以外に普通株主若しくは普通登録株式質権者、B種優先株主若しくはB種優先登録株式質権者又はC種優先株主若しくはC種優先登録株式質権者に剰余金の配当を行う場合には、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者及びC種優先株主又はC種優先登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき、当該基準日が属する事業年度に係るA種優先期末配当金として支払われるべき金額に、当該事業年度の初日(同日を含む。)から当該基準日(同日を含む。)までの日数を乗じ、365で除して得られる額(円未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切り上げる。以下、「A種優先臨時配当金」という。)を金銭により配当する。ただし、当該事業年度の初日から当該基準日までの期間に属する基準日に係るA種優先中間配当金又は先行するA種優先臨時配当金がある場合には、かかるA種優先中間配当金及びA種優先臨時配当金の合計額を控除した額とする。

(4) 残余財産の分配

残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者及びC種優先株主又はC種優先登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先株式1株当たりの払込金額相当額(ただし、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。)に下記に定める経過A種優先配当金相当額を加えた額の金銭を支払う。

非参加条項

A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか、残余財産の分配は行わない。

経過A種優先配当金相当額

A種優先株式1株当たりの経過A種優先配当金相当額は、残余財産の分配が行われる日(以下、「分配日」という。)において、分配日の属する事業年度の初日(同日を含む。)から分配日(同日を含む。)までの日数にA種優先期末配当金の額を乗じた金額を365で除して得られる額(円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切り上げる。)をいう。ただし、分配日の属する事業年度においてA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対してA種優先中間配当金又はA種優先臨時配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(5) 議決権

A種優先株主は、株主総会において議決権を有する。A種優先株式の1単元の株式数は、100株とする。

(6) 普通株式を対価とする取得請求権

取得請求権

A種優先株主は、下記に定める取得を請求することができる期間中いつでも、当社に対して、自己の有するA種優先株式の全部又は一部を普通株式を対価として取得することを請求することができる。かかる取得の請求があった場合、当社は、A種優先株主がかかる取得の請求をしたA種優先株式を取得するのと引換えに、下記に定める財産を当該A種優先株主に対して交付するものとする。

取得を請求することができる期間

A種優先株式の払込期日の1年後の応当日の翌日（当該日が営業日でない場合には、その直後の営業日）からA種優先株式の払込期日の11年後の応当日（当該日が営業日でない場合には、その直後の営業日）まで（以下、「取得請求期間」という。）とする。

取得と引換えに交付すべき財産

当社は、A種優先株式の取得と引換えに、A種優先株主が取得の請求をしたA種優先株式数にA種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じた額を下記及びに定める取得価額で除した数の普通株式を交付する。なお、A種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、会社法第167条第3項に従ってこれを取扱う。

当初取得価額

取得価額は、当初15円とする。

取得価額の調整

イ．A種優先株式の発行後に以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。

1. 普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、以下の算式により取得価額を調整する。
なお、株式無償割当ての場合には、下記の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（ただし、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（ただし、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。調整後取得価額は、株式の分割に係る基準日又は株式無償割当ての効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日）の翌日以降これを適用する。

$$\begin{array}{l} \text{調整後} \\ \text{取得価額} \end{array} = \begin{array}{l} \text{調整前} \\ \text{取得価額} \end{array} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

2. 普通株式につき株式の併合をする場合、株式の併合の効力が生ずる日をもって次の算式により、取得価額を調整する。

$$\begin{array}{l} \text{調整後} \\ \text{取得価額} \end{array} = \begin{array}{l} \text{調整前} \\ \text{取得価額} \end{array} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

3. 下記二に定める普通株式1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合又は当社が保有する普通株式を処分する場合（株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式若しくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む、以下本3.において同じ。）の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合又は合併、株式交換若しくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。）、次の算式（以下、「取得価額調整式」という。）により取得価額を調整する。調整後取得価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日）の翌日以降、また、株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日（以下、「株主割当日」という。）の翌日以降これを適用する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、取得価額調整式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当社が保有する普通株式の数」、「当社が保有する普通株式の数」は「処分前において当社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\begin{aligned} \text{調整後} &= \text{調整前} \times \frac{\text{(発行済普通株式の数 - 当社が保有する普通株式の数) + 新たに発行する普通株式の数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{(発行済普通株式の数 - 当社が保有する普通株式の数) + 新たに発行する普通株式の数}} \\ \text{取得価額} &= \text{取得価額} \end{aligned}$$

4. 当社に取得をさせることにより又は当社に取得されることにより、下記二に定める普通株式1株当たりの時価を下回る普通株式1株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行又は処分する場合（株式無償割当ての場合を含む。）、かかる株式の払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日、以下本4.において同じ。）に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日、以下本4.において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。
5. 行使することにより又は当社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額が下記二に定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。）、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日、以下本5.において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権の全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。ただし、本5.による取得価額の調整は、当社の取締役、監査役又は従業員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権には適用されないものとする。
- ロ. 上記イに掲げた事由によるほか、下記1.又は2.のいずれかに該当する場合には、当社はA種優先株主及びA種優先登録株式質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後取得価額、適用の日及びその他必要な事項を通知した上、取得価額の調整を適切に行うものとする。
1. 合併、株式交換、株式移転、吸収分割又は新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。
 2. 前1.のほか、普通株式の発行済株式の総数（ただし、当社が保有する普通株式の数を除く。）の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。
- ハ. 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。
- ニ. 取得価額調整式に使用する普通株式1株当たりの時価は、調整後取得価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く、また、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。
- ホ. 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。ただし、その後取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、取得価額調整式中の調整前取得価額に代えて、調整前取得価額からこの差額を差し引いた額を使用するものとする。

合理的な措置

上記 ないし に定める取得価額は、希薄化防止及び異なる種類の株式の株主間の実質的公平の見地から解釈されるものとし、その算定が困難となる場合又は算定の結果が不合理となる場合には、当社の取締役会は、取得価額の適切な調整その他の合理的に必要な措置をとるものとする。

取得請求受付場所

大阪市中央区伏見町三丁目6番3号

三菱UFJ信託銀行株式会社大阪証券代行部

取得請求の効力発生

取得請求の効力は、取得請求に要する書類が上記 に記載する取得請求受付場所に到達したときに発生する。

(7) 金銭を対価とする取得請求権

取得請求権

A種優先株主は、下記 に定める取得を請求することができる期間中いつでも、当社に対して、自己の有するA種優先株式の全部又は一部を金銭を対価として取得することを請求することができる（以下、「金銭対価取得請求」という。）。かかる金銭対価取得請求があった場合、当社は、A種優先株主が当該金銭対価取得請求をしたA種優先株式を取得するのと引換えに、当該金銭対価取得請求が効力を生じた日（以下、「金銭対価取得請求日」という。）における取得上限額を限度として法令上可能な範囲で、金銭対価取得請求日に、下記 に定める財産を当該A種優先株主に対して交付するものとする。なお、「取得上限額」は、金銭対価取得請求がなされた事業年度の直前の事業年度末日（以下、「分配可能額計算日」という。）における分配可能額（会社法第461条第2項に定めるものをいう。以下同じ。）を基準とし、分配可能額計算日の翌日以降当該金銭対価取得請求日（同日を含まない。）までの間において、当社株式に対してなされた剰余金の配当、及び本項に基づき金銭対価取得請求が行われたA種優先株式の取得価額の合計額を減じた額とする。ただし、取得上限額がマイナスの場合は0円とする。取得上限額を超えて金銭対価取得請求がなされた場合には、当社が取得すべきA種優先株式は、金銭対価取得請求がなされた株数に応じた比例按分の方法により決定する。

取得を請求することができる期間

A種優先株式の払込期日の翌日（当該日が営業日でない場合には、その直後の営業日）からA種優先株式の払込期日の11年後の応当日（当該日が営業日でない場合には、その直後の営業日）までとする。

取得と引換えに交付すべき財産

当社は、A種優先株式の取得と引換えに、A種優先株式1株につきA種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に経過A種優先配当金相当額を加えた額の金銭を交付する。なお、本においては、(4) に定める経過A種優先配当金相当額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」をいずれも「金銭対価取得請求日」と読み替えて、経過A種優先配当金相当額を計算する。

取得請求受付場所及び取得請求の効力発生

(6) 及び の規定は、本項による金銭対価取得請求の場合に準用する。

(8) 普通株式を対価とする取得条項

普通株式を対価とする取得条項

当社は、取得請求期間の末日の翌日（当該日が営業日でない場合には、その直後の営業日。）が到来することをもって、普通株式の交付と引換えに、A種優先株式の全部を取得する。この場合、当社は、かかるA種優先株式を取得するのと引換えに、かかるA種優先株式の数にA種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じて得られる額を、下記 に定める一斉取得価額で除して得られる数の普通株式をA種優先株主に対して交付するものとする。A種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。

一斉取得価額

一斉取得価額は、(6) に定める金額と同額とする。ただし、一斉取得価額は(6) 及び に準じて調整される。

(9) 株式の分割又は併合及び株式無償割当て

分割又は併合

当社は、株式の分割又は併合を行うときは、普通株式、A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式の種類ごとに、同時に同一の割合で行う。

株式無償割当て

当社は、株式無償割当てを行うときは、普通株式、A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式の種類ごとに、当該種類の株式の無償割当てを、同時に同一の割合で行う。

(10) 法令変更等

法令の変更等に伴い本要項の規定について読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社の取締役会は合理的に必要な措置を講じる。

2. B種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 剰余金の配当

B種優先株式に係る剰余金の配当については、普通株主又は普通登録株式質権者に対する剰余金の期末配当、中間配当又は臨時配当を行うときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたB種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対し、B種優先株式1株につき普通株式1株当たりの配当額と同額の剰余金を支払うものとする。

(2) 優先順位

普通株式、B種優先株式及びC種優先株式に係る剰余金の配当の支払順位は、同順位とする。

(3) 残余財産の分配

残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、B種優先株式1株につき、B種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、B種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）の金銭を支払う。

非参加条項

B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか、残余財産の分配は行わない。

(4) 議決権

B種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。B種優先株式の1単元の株式数は、100株とする。

(5) 種類株主総会における決議

当社が会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合においては、法令に別段の定めのある場合を除き、B種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

(6) 普通株式を対価とする取得請求権

取得請求権

B種優先株主は、下記に定める取得を請求することができる期間中いつでも、当社に対して、自己の有するB種優先株式の全部又は一部を普通株式を対価として取得することを請求することができる。かかる取得の請求があった場合、当社は、B種優先株主がかかる取得の請求をしたB種優先株式を取得するのと引換えに、下記に定める財産を当該B種優先株主に対して交付するものとする。

取得を請求することができる期間

B種優先株式の払込期日の5年後の応当日の翌日（当該日が営業日でない場合には、その直後の営業日）以降とする。ただし、(7)に基づき当社が金銭を対価とする取得条項に係るB種優先株式取得日を定めた場合、当社がB種優先株主及びB種優先登録株式質権者に対し、B種優先株式取得日を通知又は公告した日からB種優先株式取得日までの間、B種優先株主は本項に基づく普通株式を対価とする取得請求権を行使できないものとする。

取得と引換えに交付すべき財産

当社は、B種優先株式の取得と引換えに、B種優先株主が取得の請求をしたB種優先株式数にB種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、B種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じた額を下記及びに定める取得価額で除した数の普通株式を交付する。なお、B種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、会社法第167条第3項に従ってこれを取扱う。

当初取得価額

取得価額は、当初145円とする。

取得価額の調整

イ. B種優先株式の発行後に以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。

1. 普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、以下の算式により取得価額を調整する。
なお、株式無償割当ての場合には、下記の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（ただし、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（ただし、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。調整後取得価額は、株式の分割に係る基準日又は株式無償割当ての効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日）の翌日以降これを適用する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

2. 普通株式につき株式の併合をする場合、株式の併合の効力が生ずる日をもって次の算式により、取得価額を調整する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

3. 下記工に定める普通株式1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合又は当社が保有する普通株式を処分する場合（株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式若しくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本3.において同じ。）の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合又は合併、株式交換若しくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。）、次の算式（以下、「取得価額調整式」という。）により取得価額を調整する。調整後取得価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日）の翌日以降、また、株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日（以下、「株主割当日」という。）の翌日以降これを適用する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、取得価額調整式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当社が保有する普通株式の数」、「当社が保有する普通株式の数」は「処分前において当社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\left(\text{発行済普通株式の数} - \text{当社が保有する普通株式の数} \right) + \frac{\text{当社新たに発行する普通株式の数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\left(\text{発行済普通株式の数} - \text{当社が保有する普通株式の数} \right) + \text{新たに発行する普通株式の数}}$$

4. 当社に取得をさせることにより又は当社に取得されることにより、下記工に定める普通株式1株当たりの時価を下回る普通株式1株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行又は処分する場合（株式無償割当ての場合を含む。）、かかる株式の払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日、以下本4.において同じ。）に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日、以下本4.において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。
5. 行使することにより又は当社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額が下記二に定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。）、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日、以下本5.において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権の全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。ただし、本5.による取得価額の調整は、当社の取締役、監査役又は従業員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権には適用されないものとする。

ロ．上記アに掲げた事由によるほか、下記1．又は2．のいずれかに該当する場合には、当社はB種優先株主及びB種優先登録株式質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後取得価額、適用の日及びその他必要な事項を通知した上、取得価額の調整を適切に行うものとする。

- 1．合併、株式交換、株式移転、吸収分割又は新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき、
- 2．前1．のほか、普通株式の発行済株式の総数（ただし、当社が保有する普通株式の数を除く。）の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき、

ハ．取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

ニ．取得価額調整式に使用する普通株式1株当たりの時価は、調整後取得価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。また、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。

ホ．取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。ただし、その後取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、取得価額調整式中の調整前取得価額に代えて、調整前取得価額からこの差額を差し引いた額を使用するものとする。

合理的な措置

上記ないしに定める取得価額は、希薄化防止及び異なる種類の株式の株主間の実質的公平の見地から解釈されるものとし、その算定が困難となる場合又は算定の結果が不合理となる場合には、当社の取締役会は、取得価額の適切な調整その他の合理的に必要な措置をとるものとする。

取得請求受付場所

大阪市中央区伏見町三丁目6番3号

三菱UFJ信託銀行株式会社大阪証券代行部

取得請求の効力発生

取得請求の効力は、取得請求に要する書類が上記に記載する取得請求受付場所に到達したときに発生する。

(7) 金銭を対価とする取得条項

金銭を対価とする取得条項

当社は、B種優先株式の払込期日の翌日以降、取締役会が別に定める日（以下、「B種優先株式取得日」という。）が到来することをもって、法令上可能な範囲で、B種優先株式の全部又は一部を取得することができる。この場合、当社は、かかるB種優先株式を取得するのと引換えに、下記に定める財産をB種優先株主に対して交付するものとする。なお、B種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。

取得と引換えに交付すべき財産

当社は、B種優先株式の取得と引換えに、B種優先株式1株につき、B種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、B種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）の金銭を交付する。

(8) 普通株式を対価とする取得条項

当社は、B種優先株式の払込期日の1年後の応当日の翌日以降、取締役会が別に定める日（以下、「B種優先株式一斉転換日」という。）が到来することをもって、普通株式の交付と引換えに、B種優先株式の全部を取得することができる。この場合、当社は、かかるB種優先株式を取得するのと引換えに、かかるB種優先株式の数にB種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、B種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じて得られる額を、B種優先株式一斉転換日における取得価額（(6)に準じて調整される。）で除して得られる数の普通株式をB種優先株主に対して交付するものとする。B種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。

(9) 株式の分割又は併合及び株式無償割当て

分割又は併合

当社は、株式の分割又は併合を行うときは、普通株式、A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式の種類ごとに、同時に同一の割合で行う。

株式無償割当て

当社は、株式無償割当てを行うときは、普通株式、A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式の種類ごとに、当該種類の株式の無償割当てを、同時に同一の割合で行う。

(10) 法令変更等

法令の変更等に伴い本要項の規定について読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社の取締役会は合理的に必要な措置を講じる。

(11) 譲渡制限

譲渡によるB種優先株式の取得については当社の取締役会の承認を要する。

3. C種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 剰余金の配当

C種優先株式に係る剰余金の配当については、当社が普通株主又は普通登録株式質権者に対する剰余金の期末配当、中間配当又は臨時配当を行うときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたC種優先株主又はC種優先登録株式質権者に対し、C種優先株式1株につき普通株式1株当たりの配当額と同額の剰余金を支払うものとする。

(2) 優先順位

普通株式、B種優先株式及びC種優先株式に係る剰余金の配当の支払順位は、同順位とする。

(3) 残余財産の分配

残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、C種優先株主又はC種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、C種優先株式1株につき、C種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、C種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）の金銭を支払う。

非参加条項

C種優先株主又はC種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか、残余財産の分配は行わない。

(4) 議決権

C種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。C種優先株式の1単元の株式数は、100株とする。

(5) 種類株主総会における決議

当社が会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合においては、法令に別段の定めのある場合を除き、C種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

(6) 普通株式を対価とする取得請求権

取得請求権

C種優先株主は、下記に定める取得を請求することができる期間中いつでも、当社に対して、自己の有するC種優先株式の全部又は一部を普通株式を対価として取得することを請求することができる。かかる取得の請求があった場合、当社は、C種優先株主がかかる取得の請求をしたC種優先株式を取得するのと引換えに、下記に定める財産を当該C種優先株主に対して交付するものとする。

取得を請求することができる期間

C種優先株式の払込期日の1年後の応当日の翌日（当該日が営業日でない場合には、その直後の営業日）以降とする。ただし、(7)に基づき当社が金銭を対価とする取得条項に係るC種優先株式取得日を定めた場合、当社がC種優先株主及びC種優先登録株式質権者に対し、C種優先株式取得日を通知又は公告した日からC種優先株式取得日までの間、C種優先株主は本項に基づく普通株式を対価とする取得請求権を行使できないものとする。

取得と引換えに交付すべき財産

当社は、C種優先株式の取得と引換えに、C種優先株主が取得の請求をしたC種優先株式数にC種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、C種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じた額を下記及びに定める取得価額で除した数の普通株式を交付する。なお、C種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、会社法第167条第3項に従ってこれを取扱う。

当初取得価額

取得価額は、当初145円とする。

取得価額の調整

イ．C種優先株式の発行後に以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。

- 1．普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、以下の算式により取得価額を調整する。
なお、株式無償割当ての場合には、下記の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（ただし、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（ただし、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。調整後取得価額は、株式の分割に係る基準日又は株式無償割当ての効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日）の翌日以降これを適用する。

$$\begin{array}{l} \text{調整後} \\ \text{取得価額} \end{array} = \begin{array}{l} \text{調整前} \\ \text{取得価額} \end{array} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

- 2．普通株式につき株式の併合をする場合、株式の併合の効力が生ずる日をもって次の算式により、取得価額を調整する。

$$\begin{array}{l} \text{調整後} \\ \text{取得価額} \end{array} = \begin{array}{l} \text{調整前} \\ \text{取得価額} \end{array} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

- 3．下記工に定める普通株式1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合又は当社が保有する普通株式を処分する場合（株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式若しくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本3．において同じ。）の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合又は合併、株式交換若しくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。）、次の算式（以下、「取得価額調整式」という。）により取得価額を調整する。調整後取得価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日）の翌日以降、また、株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日（以下、「株主割当日」という。）の翌日以降これを適用する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、取得価額調整式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当社が保有する普通株式の数」、「当社が保有する普通株式の数」は「処分前において当社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\begin{array}{l} \text{調整後} \\ \text{取得価額} \end{array} = \begin{array}{l} \text{調整前} \\ \text{取得価額} \end{array} \times \frac{\begin{array}{l} \text{（発行済普通株式の数 - 当社} \\ \text{が保有する普通株式の数）} + \frac{\text{新たに発行する} \\ \text{普通株式の数} \times \text{1株当たりの} \\ \text{払込金額}}{\text{1株当たりの時価}} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{（発行済普通株式の数 - 当社が保有する普通株式の数）} \\ \text{+ 新たに発行する普通株式の数} \end{array}}$$

- 4．当社に取得をさせることにより又は当社に取得されることにより、下記二に定める普通株式1株当たりの時価を下回る普通株式1株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行又は処分する場合（株式無償割当ての場合を含む。）、かかる株式の払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下本4．において同じ。）に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本4．において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。

5. 行使することにより又は当社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額が下記二に定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。）、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日、以下本5.において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権の全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。ただし、本5.による取得価額の調整は、当社の取締役、監査役又は従業員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権には適用されないものとする。

ロ. 上記イに掲げた事由によるほか、下記1.又は2.のいずれかに該当する場合には、当社はC種優先株主及びC種優先登録株式質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後取得価額、適用の日及びその他必要な事項を通知した上、取得価額の調整を適切に行うものとする。

1. 合併、株式交換、株式移転、吸収分割又は新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。

2. 前1.のほか、普通株式の発行済株式の総数（ただし、当社が保有する普通株式の数を除く。）の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。

ハ. 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

ニ. 取得価額調整式に使用する普通株式1株当たりの時価は、調整後取得価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。また、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。

ホ. 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。ただし、その後取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、取得価額調整式中の調整前取得価額に代えて、調整前取得価額からこの差額を差し引いた額を使用するものとする。

合理的な措置

上記ないしに定める取得価額は、希薄化防止及び異なる種類の株式の株主間の実質的公平の見地から解釈されるものとし、その算定が困難となる場合又は算定の結果が不合理となる場合には、当社の取締役会は、取得価額の適切な調整その他の合理的に必要な措置をとるものとする。

取得請求受付場所

大阪市中央区伏見町三丁目6番3号

三菱UFJ信託銀行株式会社大阪証券代行部

取得請求の効力発生

取得請求の効力は、取得請求に要する書類が上記に記載する取得請求受付場所に到達したときに発生する。

(7) 金銭を対価とする取得条項

金銭を対価とする取得条項

当社は、C種優先株式の払込期日の翌日以降、取締役会が別に定める日（以下、「C種優先株式取得日」という。）が到来することをもって、法令上可能な範囲で、C種優先株式の全部又は一部を取得することができる。この場合、当社は、かかるC種優先株式を取得するのと引換えに、下記に定める財産をC種優先株主に対して交付するものとする。なお、C種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。

取得と引換えに交付すべき財産

当社は、C種優先株式の取得と引換えに、C種優先株式1株につき、C種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、C種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）の金銭を交付する。

(8) 普通株式を対価とする取得条項

当社は、C種優先株式の払込期日の1年後の応当日の翌日以降、取締役会が別に定める日（以下、「C種優先株式一斉転換日」という。）が到来することをもって、普通株式の交付と引換えに、C種優先株式の全部を取得することができる。この場合、当社は、かかるC種優先株式を取得するのと引換えに、かかるC種優先株式の数にC種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、C種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じて得られる額を、C種優先株式一斉転換日における取得価額（(6) に準じて調整される。）で除して得られる数の普通株式をC種優先株主に対して交付するものとする。C種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。

(9) 株式の分割又は併合及び株式無償割当て

分割又は併合

当社は、株式の分割又は併合を行うときは、普通株式、A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式の種類ごとに、同時に同一の割合で行う。

株式無償割当て

当社は、株式無償割当てを行うときは、普通株式、A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式の種類ごとに、当該種類の株式の無償割当てを、同時に同一の割合で行う。

(10) 法令変更等

法令の変更等に伴い本要項の規定について読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社の取締役会は合理的に必要な措置を講じる。

(11) 譲渡制限

譲渡によるC種優先株式の取得については当社の取締役会の承認を要する。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (千株)	発行済株式総 数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増減 額(百万円)	資本準備金残 高(百万円)
平成23年8月24日 (注)1	47,222	115,324	10,294	41,050	10,247	11,298
平成23年8月25日 (注)2	150,000	265,324	4,500	45,550	4,500	15,798
平成23年9月21日 (注)3	-	265,324	33,378	12,171	-	15,798

(注)1. 有償第三者割当

B種優先株式 発行価額 435円

資本組入額 5,167百万円

割当先 (株)みずほ銀行 12,315,391株

(株)三菱東京UFJ銀行 11,388,928株

C種優先株式 発行価額 435円

資本組入額 5,127百万円

割当先 (株)企業再生支援機構 23,518,613株

2. 有償第三者割当

A種優先株式 発行価額 60円

資本組入額 4,500百万円

割当先 (株)企業再生支援機構 150,000,000株

3. 会社法第447第1項の規定に基づき、資本金の額を減少し、その他資本剰余金へ振り替えたものであります。

(6)【大株主の状況】

平成23年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社企業再生支援機構	東京都千代田区大手町一丁目6-1	173,518	65.40
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区内幸町一丁目1-5	12,915	4.87
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7-1	11,588	4.37
株式会社アーク	大阪府大阪市中央区南本町二丁目2-9	4,743	1.79
荒木 恵美子	大阪府羽曳野市	3,578	1.35
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	東京都中央区晴海一丁目8-11	2,844	1.07
大阪証券金融株式会社	大阪府大阪市中央区北浜二丁目4-6	1,024	0.39
寺西 雅行	大阪府堺市北区	800	0.30
上杉 慶史郎	広島県東広島市	753	0.28
藤原 治	東京都世田谷区	486	0.18
計	-	212,252	80.00

(注)1. 上記信託銀行の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は、以下のとおりであります。

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 2,844千株

2. 株式会社みずほ銀行及びその共同保有者であるみずほ信託銀行株式会社から、平成23年8月31日付の大量保有報告書の写しの送付があり、平成23年8月24日現在でそれぞれ以下のとおり株式を保有している旨の報告を受けておりますが、このうち、みずほ信託銀行株式会社については、当社として当第2四半期会計期間末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

氏名又は名称	住所	保有者株券等の数 (株)	株券保有割合 (%)
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区内幸町一丁目1-5	12,915,391	11.20
みずほ信託銀行株式会社	東京都中央区八重洲一丁目2-1	543,500	0.47

(注) 上記の大量保有報告書に記載されている「株券保有割合」は、平成23年8月24日現在の当社で発行済株式総数115,324,524株に対する割合です。

3. 株式会社三菱東京UFJ銀行及びその共同保有者である三菱UFJ信託銀行株式会社から、平成23年8月31日付の大量保有報告書の写しの送付があり、平成23年8月24日現在でそれぞれ以下のとおり株式を保有している旨の報告を受けておりますが、このうち、三菱UFJ信託銀行株式会社については、当社として当第2四半期会計期間末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

氏名又は名称	住所	保有者株券等の数 (株)	株券保有割合 (%)
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7-1	11,588,928	10.05
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都港区浜松町二丁目11-3	191,100	0.17

(注) 上記の大量保有報告書に記載されている「株券保有割合」は、平成23年8月24日現在の当社で発行済株式総数115,324,524株に対する割合です。

なお、所有株式に係る議決権の個数の多い順上位10名は、以下のとおりであります。

平成23年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数 (個)	総株主の議決権に 対する所有議決権 数の割合(%)
株式会社企業再生支援機構	東京都千代田区大手町一丁目6-1	1,500,000	70.31
荒木恵美子	大阪府羽曳野市	35,782	1.68
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	東京都中央区晴海一丁目8-11	28,443	1.33
大阪証券金融株式会社	大阪府大阪市中央区北浜二丁目4-6	10,242	0.48
寺西雅行	大阪府堺市北区	8,000	0.37
上杉慶史郎	広島県東広島市	7,530	0.35
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区内幸町一丁目1-5	6,000	0.28
藤原治	東京都世田谷区	4,862	0.23
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	東京都港区浜松町二丁目11-3	3,564	0.17
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7-1	2,000	0.09
計	-	1,606,423	75.29

(7)【議決権の状況】

【発行済株式】

平成23年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	B種優先株式 23,704,200 C種優先株式 23,518,600	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 4,743,800	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 63,351,500 A種優先株式 150,000,000	2,133,515	-
単元未満株式	普通株式 6,292 B種優先株式 119 C種優先株式 13	-	-
発行済株式総数	265,324,524	-	-
総株主の議決権	-	2,133,515	-

(注)「完全議決権株式(その他)」の欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式600株(議決権の数6個)が含まれております。

【自己株式等】

平成23年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社アーク	大阪市中央区南本町二丁目2番9号	4,743,800	-	4,743,800	1.79
計	-	4,743,800	-	4,743,800	1.79

(注)当社は、平成23年8月25日付で、当時当社代表取締役会長兼社長であった荒木壽一氏及び当時当社常務取締役であった荒木一実氏保有の全株式4,736,300株を無償で取得し、自己株式数が増加しております。

2【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間における役員の異動は、次のとおりであります。

(1) 新任役員

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)	就任年月日
代表取締役社長		鈴木 康夫	昭和23年 1月28日生	昭和45年4月 株式会社小松製作所入社 平成14年6月 同社執行役員 平成16年4月 同社常務執行役員 平成16年6月 同社取締役 平成19年4月 同社専務執行役員 平成20年6月 株式会社富士テクニカ(現株式会社富士テクニカ宮津)取締役(現任) 平成21年4月 株式会社小松製作所産機事業本部長 平成23年7月 同社顧問(現任) 平成23年8月 当社代表取締役社長に就任(現任)	(注)1	-	平成23年 8月31日
取締役副社長	事業再構築担当	中桐 悟	昭和47年 7月1日生	平成7年4月 オリックス株式会社入社 平成12年10月 プライスウォーターハウスコーパース・フィナンシャル・アドバイザー・サービス株式会社(現ライスウォーターハウスコーパース株式会社)入社 平成15年6月 株式会社産業再生機構入社 平成16年9月 株式会社ミヤノ(現シズンマシナリーミヤノ株式会社)取締役 平成17年4月 同社取締役副社長 平成18年4月 同社代表取締役副社長 平成20年9月 フロンティア・マネジメント株式会社執行役員 平成21年11月 株式会社企業再生支援機構マネージング・ディレクター(現任) 平成22年9月 セノー株式会社取締役(現任) 平成23年2月 株式会社富士テクニカ(現株式会社富士テクニカ宮津)取締役(現任) 株式会社富士アセンブリシステム取締役(現任) 平成23年8月 当社取締役副社長に就任(現任)	(注)1	0	平成23年 8月31日

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)	就任年月日
取締役	経営戦略室担当	中西 雅也	昭和51年 3月13日生	平成11年4月 株式会社富士銀行（現株式会社みずほ銀行）入行 平成14年7月 株式会社グラックス・アンド・アソシエイツ入社 平成16年4月 株式会社産業再生機構入社 平成17年3月 株式会社宮崎交通取締役 平成19年3月 株式会社ドーガン・アドバイザーズ入社 株式会社ドーガン・インベストメンツ入社 平成19年10月 YOCASOL株式会社取締役 平成20年3月 株式会社ドーガン・インベストメンツ取締役 平成20年4月 株式会社サンカラー取締役 平成21年3月 熊本駅前ビル株式会社取締役 平成21年6月 株式会社キューサイ分析研究所取締役 平成22年6月 株式会社企業再生支援機構ディレクター（現任） 平成23年8月 当社取締役に就任（現任）	(注) 1	-	平成23年 8月31日
取締役	統括本部担当	高橋 和重	昭和46年 10月13日生	平成10年2月 株式会社リミックス入社 平成12年12月 朝日監査法人（現有限責任あずさ監査法人）入所 平成21年10月 株式会社企業再生支援機構マネージャー 平成22年9月 セノ株式会社監査役（現任） 平成23年1月 株式会社企業再生支援機構ディレクター（現任） 平成23年8月 当社取締役に就任（現任）	(注) 1	-	平成23年 8月31日
取締役		櫻田 浩一	昭和36年 5月21日生	昭和60年4月 Smith Barney, Harris Upham & Co. 入社 平成2年8月 Morgan Stanley & Co. Incorporated 入社 平成3年9月 モルガン・スタンレー・ジャパン・リミテッド（現三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社）入社 平成13年12月 同社マネージング・ディレクター 平成17年9月 ドイツ証券会社東京支店（現ドイツ証券株式会社）マネージングディレクター 平成21年10月 株式会社企業再生支援機構常務執行役員 平成21年11月 同社常務取締役（現任） 平成23年2月 株式会社富士テクニカ（現株式会社富士テクニカ宮津）取締役（現任） 平成23年8月 ヤマギワ株式会社取締役（現任） 当社取締役に就任（現任）	(注) 1	-	平成23年 8月31日

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)	就任年月日
常勤監査役		細川 敬章	昭和47年 9月4日生	平成15年10月 弁護士登録（東京弁護士会所属） ときわ総合法律事務所（現西村あさひ法律事務所）入所 平成21年10月 株式会社企業再生支援機構マネージャー 平成22年7月 同社ディレクター（現任） 平成22年9月 セノー株式会社監査役（現任） 平成23年2月 株式会社富士テクニカ（現株式会社富士テクニカ宮津）取締役（現任） 平成23年8月 当社常勤監査役に就任（現任）	(注) 2	-	平成23年 8月31日
常勤監査役		中島 宏記	昭和48年 8月11日生	平成8年10月 太田昭和監査法人（現新日本有限責任監査法人）入所 平成12年3月 公認会計士登録 平成16年4月 株式会社産業再生機構入社 平成17年12月 新日本監査法人（現新日本有限責任監査法人）入所 平成21年11月 株式会社企業再生支援機構マネージャー 平成22年8月 医療法人財団養生院評議員（現任） 平成23年7月 株式会社企業再生支援機構ディレクター（現任） 平成23年8月 当社常勤監査役に就任（現任）	(注) 2	-	平成23年 8月31日

(注) 1. 平成23年8月31日開催の臨時株主総会の終結の時から平成24年3月期に関する定時株主総会の終結時まで
2. 平成23年8月31日開催の臨時株主総会の終結の時から平成27年3月期に関する定時株主総会の終結時まで

(2) 退任役員

役名	職名	氏名	退任年月日
代表取締役会長兼社長		荒木 壽一	平成23年8月31日
取締役副社長		九鬼 祐一郎	平成23年8月31日
常務取締役	統括本部担当	土生田 充功	平成23年8月31日
常務取締役	国内事業部（開発）担当	荒木 一実	平成23年8月31日

(3) 役職の異動

新役名	新職名	旧役名	旧職名	氏名	異動年月日
取締役	国内事業部（金型）及び 海外事業部担当	常務取締役	国内事業部（金型）及び 海外事業部担当	辻野 浩司	平成23年 8月31日

第4【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間（平成23年7月1日から平成23年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成23年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	16,148	21,491
受取手形及び売掛金	27,292	27,014
有価証券	831	831
商品及び製品	1,079	854
仕掛品	5,406	5,706
原材料及び貯蔵品	2,199	2,217
繰延税金資産	356	130
その他	2,651	3,184
貸倒引当金	579	356
流動資産合計	55,386	61,075
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	28,299	27,001
減価償却累計額	16,680	15,298
建物及び構築物(純額)	11,619	11,702
機械装置及び運搬具	48,359	42,710
減価償却累計額	39,025	33,872
機械装置及び運搬具(純額)	9,334	8,838
工具、器具及び備品	11,013	11,745
減価償却累計額	9,019	9,244
工具、器具及び備品(純額)	1,994	2,501
土地	9,456	9,013
建設仮勘定	848	788
有形固定資産合計	33,253	32,845
無形固定資産		
のれん	2,721	2,629
その他	489	522
無形固定資産合計	3,211	3,152
投資その他の資産		
投資有価証券	5,452	5,436
長期貸付金	1,496	1,495
繰延税金資産	166	106
その他	3,080	2,993
貸倒引当金	877	995
投資その他の資産合計	9,317	9,036
固定資産合計	45,782	45,033
資産合計	101,168	106,109

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成23年9月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	14,355	13,221
短期借入金	49,638	8,021
1年内返済予定の長期借入金	² 13,156	2,059
リース債務	298	246
未払金	1,462	1,585
未払法人税等	345	290
未払費用	1,861	1,946
繰延税金負債	29	10
賞与引当金	560	589
その他	6,185	8,282
流動負債合計	87,894	36,255
固定負債		
社債	670	205
長期借入金	² 9,367	39,418
リース債務	489	394
繰延税金負債	2,553	9,392
再評価に係る繰延税金負債	17	17
退職給付引当金	2,392	2,221
役員退職慰労引当金	150	104
その他	765	380
固定負債合計	16,405	52,134
負債合計	104,300	88,389
純資産の部		
株主資本		
資本金	30,755	12,171
資本剰余金	1,059	15,980
利益剰余金	32,617	8,416
自己株式	24	³ 24
株主資本合計	827	19,711
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	58	73
繰延ヘッジ損益	-	4
土地再評価差額金	164	164
為替換算調整勘定	6,078	5,478
その他の包括利益累計額合計	6,184	5,574
少数株主持分	3,880	3,583
純資産合計	3,131	17,720
負債純資産合計	101,168	106,109

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
売上高	45,983	52,583
売上原価	37,331	43,000
売上総利益	8,652	9,583
販売費及び一般管理費	¹ 7,838	¹ 7,387
営業利益	813	2,195
営業外収益		
受取利息	102	58
為替差益	-	121
助成金収入	161	63
持分法による投資利益	352	87
その他	346	300
営業外収益合計	963	631
営業外費用		
支払利息	789	818
為替差損	583	-
その他	172	319
営業外費用合計	1,545	1,137
経常利益	230	1,690
特別利益		
固定資産売却益	150	66
投資有価証券売却益	3	259
貸倒引当金戻入額	103	-
債務免除益	-	⁴ 361
その他	115	5
特別利益合計	373	694
特別損失		
固定資産除売却損	77	20
事業構造改善費用	² 233	² 3,824
投資有価証券評価損	272	-
減損損失	-	³ 369
貸倒引当金繰入額	29	-
その他	513	65
特別損失合計	1,125	4,279
税金等調整前四半期純損失()	521	1,895
法人税、住民税及び事業税	227	212
法人税等調整額	130	7,106
法人税等合計	96	7,319
少数株主損益調整前四半期純損失()	617	9,214
少数株主損失()	108	211
四半期純損失()	509	9,003

【四半期連結包括利益計算書】
【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
少数株主損益調整前四半期純損失()	617	9,214
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	22	16
繰延ヘッジ損益	-	4
為替換算調整勘定	1,404	427
持分法適用会社に対する持分相当額	470	149
その他の包括利益合計	1,851	589
四半期包括利益	2,469	8,625
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	2,293	8,392
少数株主に係る四半期包括利益	176	233

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純損失()	521	1,895
減価償却費	2,260	1,962
のれん償却額	183	92
退職給付引当金の増減額(は減少)	189	110
貸倒引当金の増減額(は減少)	22	118
賞与引当金の増減額(は減少)	88	38
固定資産除売却損益(は益)	73	45
債務免除益	-	361
事業構造改善費用	233	3,824
減損損失	-	369
受取利息及び受取配当金	119	84
支払利息	789	818
売上債権の増減額(は増加)	1,187	46
たな卸資産の増減額(は増加)	404	827
仕入債務の増減額(は減少)	205	1,195
その他の流動資産の増減額(は増加)	110	828
その他の固定資産の増減額(は増加)	1	3
その他の流動負債の増減額(は減少)	935	535
その他の固定負債の増減額(は減少)	21	113
その他	283	971
小計	1,572	1,038
利息及び配当金の受取額	196	136
利息の支払額	931	636
法人税等の支払額	398	370
法人税等の還付額	166	159
営業活動によるキャッシュ・フロー	604	326
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	2,193	192
定期預金の払戻による収入	2,336	891
投資有価証券の取得による支出	3	4
投資有価証券の売却による収入	18	52
関係会社株式の取得による支出	79	-
有形固定資産の取得による支出	2,044	1,304
有形固定資産の売却による収入	346	109
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による支出	-	555
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による収入	296	-
過年度関係会社株式売却代金の回収による収入	24	70
短期貸付金の増減額(は増加)	85	6
長期貸付けによる支出	62	26
長期貸付金の回収による収入	23	224
その他	189	125
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,441	601

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（は減少）	672	779
長期借入れによる収入	150	43
長期借入金の返済による支出	2,376	1,766
社債の償還による支出	59	55
株式の発行による収入	-	9,000
少数株主への配当金の支払額	6	26
その他	244	156
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,864	6,259
現金及び現金同等物に係る換算差額	493	157
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	3,195	6,141
現金及び現金同等物の期首残高	16,629	15,697
現金及び現金同等物の四半期末残高	13,434	21,839

【連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更】

	当第 2 四半期連結累計期間 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 9 月30日)
連結の範囲に関する事項の変更	<p>(1) 連結範囲の変更 当第 2 四半期連結累計期間の連結範囲の変更は、減少 8 社で、その内訳は次のとおりであります。</p> <p>(譲渡等により連結除外した会社) 第 2 四半期連結会計期間・・・・・・ 5 社 ショープラ香港及び同社子会社 2 社 アークサンジェントの子会社 1 社 (株)サトーセン</p> <p>(清算等より連結除外した会社) 第 1 四半期連結会計期間・・・・・・ 1 社 アークカナダホールディングス 第 2 四半期連結会計期間・・・・・・ 1 社 アークサンジェントの子会社 1 社</p> <p>(合併により連結除外した会社) 第 2 四半期連結会計期間・・・・・・ 1 社 アーク R & D グループの子会社が同社と合併</p> <p>(2) 変更後の連結子会社の数 59社</p>

【会計方針の変更等】

該当事項はありません。

【追加情報】

当第2四半期連結会計期間
(自平成23年4月1日
至平成23年9月30日)

(事業再生計画に基づく金融支援の内容)

当社は、平成26年3月期までの事業再生計画を策定の上、平成23年3月31日付で(株)企業再生支援機構に対して再生支援を申し込み、同日付で(株)企業再生支援機構より支援決定の通知を受け、また、平成23年6月23日付で、(株)企業再生支援機構から債権の買取決定及び出資決定の通知を受けました。当該事業再生計画に基づき、(株)企業再生支援機構による支援のもと、平成23年8月24日付で主要取引先金融機関及び(株)企業再生支援機構による約20,541百万円の債務の株式化が、平成23年8月25日付で(株)企業再生支援機構に対する第三者割当増資による9,000百万円の資金調達がそれぞれ実施されたことにより、抜本的な資本増強を果たし、債務超過が解消されました。

また、平成23年9月1日付で(株)企業再生支援機構による総額7,400百万円のコミットメントラインの設定を受けております。

なお、平成24年3月29日に主要取引先金融機関による2,810百万円の債権放棄が実行されることが予定されております。

(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用)

第1四半期連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成23年9月30日)												
<p>1 偶発債務</p> <p>(1) 保証債務 連結会社以外の会社の金融機関等からの借入等に対し、保証を行っております。 (取引先)</p> <p style="padding-left: 20px;">2社 494百万円</p> <p>(2) 手形割引高 受取手形割引高 38百万円</p> <p>(3) 売上債権の売却残高 遡及義務を伴うファクタリングによる売上債権の売却残高 997百万円</p> <p>2 コミットメントライン契約 (国内連結子会社) 2008年9月30日に、一部の国内連結子会社において資産制限条項及び財務制限条項付のコミットメントライン契約を締結しております。この契約に基づく当連結会計年度末における借入未実行残高は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">コミットメントラインの総額</td> <td style="text-align: right;">1,800百万円</td> </tr> <tr> <td>借入実行残高</td> <td style="text-align: right;">1,575</td> </tr> <tr> <td>差引額</td> <td style="text-align: right;">225</td> </tr> </table> <p>3</p>	コミットメントラインの総額	1,800百万円	借入実行残高	1,575	差引額	225	<p>1 偶発債務</p> <p>(1) 保証債務 連結会社以外の会社の金融機関等からの借入等に対し、保証を行っております。 (取引先)</p> <p style="padding-left: 20px;">2社 502百万円</p> <p>(2)</p> <p>(3) 売上債権の売却残高 遡及義務を伴うファクタリングによる売上債権の売却残高 1,194百万円</p> <p>2 コミットメントライン契約 当社は、事業再生計画に基づき、平成23年9月1日付で(株)企業再生支援機構より総額7,400百万円のコミットメントラインの設定を受けております。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">コミットメントラインの総額</td> <td style="text-align: right;">7,400百万円</td> </tr> <tr> <td>借入実行残高</td> <td style="text-align: right;">-</td> </tr> <tr> <td>差引額</td> <td style="text-align: right;">7,400</td> </tr> </table> <p>3 当社は、平成23年8月25日付で、当時当社代表取締役会長兼社長であった荒木壽一氏及び当時当社常務取締役であった荒木一実氏保有の全株式4,736,300株を無償で取得し、自己株式数が増加しております。</p>	コミットメントラインの総額	7,400百万円	借入実行残高	-	差引額	7,400
コミットメントラインの総額	1,800百万円												
借入実行残高	1,575												
差引額	225												
コミットメントラインの総額	7,400百万円												
借入実行残高	-												
差引額	7,400												

(四半期連結損益計算書関係)

前第 2 四半期連結累計期間 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年 9 月30日)	当第 2 四半期連結累計期間 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 9 月30日)																															
<p>1 販売費及び一般管理費のうち主要な費用及び金額は次のとおりであります。</p> <p style="padding-left: 40px;">給料 2,436百万円</p> <p>2 事業構造改善費用の内訳は次のとおりであります。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">場所</th> <th style="text-align: center;">内容</th> <th style="text-align: center;">(百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">国内 4 件</td> <td>事業再構築に伴う資産人</td> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">233</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">欧州 4 件</td> <td>員整理等の損失</td> </tr> </tbody> </table>	場所	内容	(百万円)	国内 4 件	事業再構築に伴う資産人	233	欧州 4 件	員整理等の損失	<p>1 販売費及び一般管理費のうち主要な費用及び金額は次のとおりであります。</p> <p style="padding-left: 40px;">給料 2,418百万円</p> <p>2 事業構造改善費用の内訳は次のとおりであります。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">場所</th> <th style="text-align: center;">内容</th> <th style="text-align: center;">(百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">アジア 6 件</td> <td>事業再構築に伴う子会社株式の譲渡及び譲渡約定等の損失</td> <td style="text-align: center;">2,925</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">国内 2 件</td> <td>事業再構築に伴う子会社株式の譲渡及び譲渡約定等の損失</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">国内 8 件</td> <td>事業再構築に伴う資産人員整理等の損失</td> <td style="text-align: center;">898</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合計</td> <td></td> <td style="text-align: center;">3,824</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 減損損失</p> <p>当第 2 四半期連結累計期間において、当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">場所</th> <th style="text-align: center;">用途</th> <th style="text-align: center;">種類</th> <th style="text-align: center;">減損損失 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">国内 1 件</td> <td>遊休資産</td> <td>建物及び構築物、機械装置及び運搬具、工具器具及び備品、土地、「無形固定資産」その他、「投資その他の資産」その他、リース資産</td> <td style="text-align: center;">369</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 債務免除益</p> <p>役員退職慰労金支給対象である当社グループの役員の受給権放棄に伴う役員退職慰労未払金269百万円の取崩額が含まれています。</p>	場所	内容	(百万円)	アジア 6 件	事業再構築に伴う子会社株式の譲渡及び譲渡約定等の損失	2,925	国内 2 件	事業再構築に伴う子会社株式の譲渡及び譲渡約定等の損失		国内 8 件	事業再構築に伴う資産人員整理等の損失	898	合計		3,824	場所	用途	種類	減損損失 (百万円)	国内 1 件	遊休資産	建物及び構築物、機械装置及び運搬具、工具器具及び備品、土地、「無形固定資産」その他、「投資その他の資産」その他、リース資産	369
場所	内容	(百万円)																														
国内 4 件	事業再構築に伴う資産人	233																														
欧州 4 件	員整理等の損失																															
場所	内容	(百万円)																														
アジア 6 件	事業再構築に伴う子会社株式の譲渡及び譲渡約定等の損失	2,925																														
国内 2 件	事業再構築に伴う子会社株式の譲渡及び譲渡約定等の損失																															
国内 8 件	事業再構築に伴う資産人員整理等の損失	898																														
合計		3,824																														
場所	用途	種類	減損損失 (百万円)																													
国内 1 件	遊休資産	建物及び構築物、機械装置及び運搬具、工具器具及び備品、土地、「無形固定資産」その他、「投資その他の資産」その他、リース資産	369																													
3																																
4																																

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)																										
<p>1 現金及び現金同等物の四半期期末残高と四半期連結貸借対照表に記載されている科目の金額との関係</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">現金及び預金</td> <td style="text-align: right;">13,725百万円</td> </tr> <tr> <td>有価証券</td> <td style="text-align: right;">846</td> </tr> <tr> <td>預入期間が3ヶ月を超える定期預金</td> <td style="text-align: right;">1,127</td> </tr> <tr> <td>MMF、FFF以外の有価証券</td> <td style="text-align: right;">9</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">13,434</td> </tr> </table>	現金及び預金	13,725百万円	有価証券	846	預入期間が3ヶ月を超える定期預金	1,127	MMF、FFF以外の有価証券	9	現金及び現金同等物	13,434	<p>1 現金及び現金同等物の四半期期末残高と四半期連結貸借対照表に記載されている科目の金額との関係</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">現金及び預金</td> <td style="text-align: right;">21,491百万円</td> </tr> <tr> <td>有価証券</td> <td style="text-align: right;">831</td> </tr> <tr> <td>預入期間が3ヶ月を超える定期預金</td> <td style="text-align: right;">476</td> </tr> <tr> <td>MMF、FFF以外の有価証券</td> <td style="text-align: right;">6</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">21,839</td> </tr> </table> <p>2 重要な非資金取引の内容 当連結会計年度において債務の株式化を実施しております。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 20px;"> <tr> <td style="width: 80%;">長期借入金の減少額</td> <td style="text-align: right;">20,541百万円</td> </tr> <tr> <td>資本金の増加額</td> <td style="text-align: right;">10,294百万円</td> </tr> <tr> <td>資本剰余金の増加額</td> <td style="text-align: right;">10,247百万円</td> </tr> </table>	現金及び預金	21,491百万円	有価証券	831	預入期間が3ヶ月を超える定期預金	476	MMF、FFF以外の有価証券	6	現金及び現金同等物	21,839	長期借入金の減少額	20,541百万円	資本金の増加額	10,294百万円	資本剰余金の増加額	10,247百万円
現金及び預金	13,725百万円																										
有価証券	846																										
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	1,127																										
MMF、FFF以外の有価証券	9																										
現金及び現金同等物	13,434																										
現金及び預金	21,491百万円																										
有価証券	831																										
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	476																										
MMF、FFF以外の有価証券	6																										
現金及び現金同等物	21,839																										
長期借入金の減少額	20,541百万円																										
資本金の増加額	10,294百万円																										
資本剰余金の増加額	10,247百万円																										

(株主資本等関係)

株主資本の金額の著しい変動

当第2四半期連結累計期間(自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)

(単位:百万円)

	資本金	資本剰余金	利益剰余金
前連結会計年度末残高	30,755	1,059	32,617
当第2四半期連結累計期間末までの変動額			
A種優先株式の発行(注)1	4,500	4,500	-
B・C種優先株式の発行(注)2	10,294	10,247	-
無償減資	33,378	33,378	-
欠損填補	-	33,204	33,204
四半期純損失	-	-	9,003
当第2四半期連結累計期間末までの変動額合計	18,583	14,921	24,200
当第2四半期連結累計期間末残高	12,171	15,980	8,416

(注)1. 第三者割当の方法により、株式会社企業再生支援機構に全株式を割り当てすることで、9,000百万円の資金を調達いたしました。

2. B・C種優先株式の発行は債務の株式化により、資金調達は行っておりません。なお、B種優先株式の発行により当社の有利子負債が10,311百万円、C種優先株式の発行により当社の有利子負債が10,230百万円減少いたしました。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第2四半期連結累計期間(自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント			調整額 (注)1	四半期連結損益 計算書計上額 (注)2
	開発支援事業	金型支援事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	17,379	28,603	45,983	-	45,983
セグメント間の内部売上高又は振替高	22	974	996	996	-
計	17,401	29,577	46,979	996	45,983
セグメント利益	892	280	1,172	359	813

(注)1. セグメント利益の調整額 359百万円には、各報告セグメントに配分していない全社費用 479百万円、セグメント間取引消去による発生額120百万円が含まれております。

2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報
該当するものはありません。

当第2四半期連結累計期間(自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント			調整額 (注)1	四半期連結損益 計算書計上額 (注)2
	開発支援事業	金型支援事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	18,623	33,960	52,583	-	52,583
セグメント間の内部売上高又は振替高	47	705	752	752	-
計	18,670	34,665	53,335	752	52,583
セグメント利益	1,709	849	2,558	363	2,195

(注)1. セグメント利益の調整額 363百万円には、各報告セグメントに配分していない全社費用 429百万円、セグメント間取引消去による発生額66百万円が含まれております。

2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報
(固定資産に係る重要な減損損失)

	開発支援事業	金型支援事業	調整額	合計
減損損失	-	369	-	369

(金融商品関係)

短期借入金、1年内返済予定の長期借入金及び長期借入金が企業集団の事業の運営において重要なものとなっており、かつ、前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められます。

これは主として、当社が、事業の状況で記載のとおり、8月24日付で支援の対象となった子会社の取引先金融機関に対する金融債務に関して債務引受を行い、主要取引先金融機関及び(株)企業再生支援機構による債務の株式化を受け、当該債務引受及び債務の株式化実施後の当社借入金35,536百万円を長期借入金に含めたためであります。

当社は、(株)企業再生支援機構による再生支援を受けている最中であることから信用スプレッドを見積ることが出来ず、時価を把握する事が極めて困難であると認められることから、これらの金融債務の時価を把握する事が極めて困難であり、時価開示の対象としておりません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
1株当たり四半期純損失金額()	7.48円	134.19円
(算定上の基礎)		
四半期純損失金額()(百万円)	509	9,003
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純損失金額()(百万円)	509	9,003
普通株式の期中平均株式数(千株)	68,079	67,095

(注)潜在株式調整後1株当たり四半期純利益は、当第2四半期連結累計期間につきましては、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため、前第2四半期連結累計期間につきましては、1株当たり四半期純損失であり、また、希薄化効果を有している潜在株式が存在していないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

タイ北中部において、当第2四半期連結会計期間末後に発生した洪水により、同国のパトンタニ県に所在する当社連結子会社のタイアークが浸水被害を受けております。当洪水により、固定資産除却損及び復旧費用等の発生が見込まれますが、これらが当連結会計年度の財政状態及び経営成績等に及ぼす影響について現時点では合理的に算定することは困難であります。

なお、同国のチョンブリ県に所在する当社連結子会社のヒライセイミツ(タイ)及びギフセイキタイ等には、現時点では直接的な被害はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年11月9日

株式会社アーク

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	吉村 祥二郎 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中田 明 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	下井田 晶代 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社アークの平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成23年7月1日から平成23年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社アーク及び連結子会社の平成23年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。